特定非営利活動法人

八王子中高齢者センター

定　　款

特定非営利活動邦人　八王子中高齢者センター

定　款

第１章　　総　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人八王子中高齢者センターという。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都八王子市石川町５４４番地３に置く。

（目的）

第３条　この法人は、八王子市の全市域に対して、まちづくりの推進を図る活動に関する事業を行い高齢社会の良好なまちづくりに寄与する事を目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）　まちづくりの推進を図る活動

（２）　高齢者の医療及び福祉の増進を図る活動

（３）　環境の保全を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）　中高齢者の自己啓発を図る事業

（２）　高齢社会まちづくりを推進する事業

２　この法人は、次の収益事業を行う。

（１）　公共施設の維持管理事業

（２）　リサイクル事業

（３）　高齢者の生活を支援する事業

３　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第２章　　会　員

（種別）

第５条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法という。」）上の社員とする。

（！）正 会 員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）協力会員　　この法人の活動に協力することを目的に入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

（１）　正会員は、法第２０条各号のいずれにも該当してはならない。

（２）　協力会員は、暴力団又は、暴力団若しくは、その構成員の統制下にあってはならない。

２　　会員として、入会するものは、つぎの各号により理事長に申し込むものとする。

（１）　正会員は、理事長が正会員として入会する者に定めた入会申込書を提出する。

（２）　協力会員は、理事長が協力会員として入会する者に定めた入会申込書を提出する。

３　　理事長は、前項の申し込みがあったとき、そのものが第１項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなれればならない。

４　　理事長は、第２項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　　協力会員は、前項に準じて入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

（１）　退会届けの提出をしたとき

（２）　本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は、会員である団体が消滅したとき

（３）　継続して、１年以上会費を滞納したとき

（４）　除名されたとき

２　　協力会員が、前項の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失するる。

（退会）

第 10 条 会員は、次の各号により任意に退会することができる。

（１）　正会員は、理事長が正会員に定めた退会届を理事長に提出したとき

（２）　協力会員は、理事長が協力会員に定めた退会届を理事長に提出したとき

（除名）

第 11 条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

（１）　この定款に違反したとき

（２）　この法人の名誉をきづつけ、又は目的に反する行為をしたとき

２　　前項の規定により、会員を除名しようとするする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不変換）

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章　　役　　員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に、次の役員を置く。

（１）　理事　１５人以内

（２）　監事　　１人

２　　理事のうち１人を理事長、５人以内を副理事長とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三等身以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を+++超えて含まれることは出来ない。

４　　法第２０条の各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることは出来ない。

５　　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序にによって、その職務を執行する。

３　　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

４　　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の職務執行の状況を監査する

（２）　この法人の財産の状況を監査する

（３）　前２号による監査の結果この法人の業務又は、財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

（４）　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する

（５）　理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

（任期等）

第１６条　役員の任期は。２年とする。ただし再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現認者の人気の残存期間ととする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決によりこれを解任することが出来る。

（１）　心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき

（２）　職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったとき

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲で報酬を受けることが出来る。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することが出来る。

３　前２項に関し、必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第４章　　会　議

（種別）

第２０条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

（総会の構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散及び合併

（３）　事業計画及び収支予算並びにその変更

（４）　事業奉告及び収支決算

（５）　役員の選任又は解任、職務及び報酬

（６）　入会金及び会費の額

（７）　借入金（その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）

（８）　事務局の組織及び運営

（９）　その他、運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）　理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき

（２）　正会員の５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

（３）　監事が第１５条第４項第４号の規定に基いて招集するとき

（総会の招集）

第２４条　総会はは、前条第２項第３号の場合を除いて理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の７日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２５条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開催することは出来ない。

（総会の議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によって、通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場ときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権）

第２８条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむおえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は正会員をを代理人として、表決委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることは出来ない。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が記名捺印しなければならない。

（理事会の構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３１条　理事会は、この定款に別に定める事項の他、つぎの事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３２条　理事会は次に掲げる場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めた場合

（２）　理事総数の５分の１以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき

（理事会の招集）

第３３条　理事会は、理事長が招集する。

（１）　理事長は、前条第２号の場合には、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

（２）　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３４条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第３５条　理事会における議決事項は、第３３条の規定により、予め通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第３６条　各理事の表決権等は、平等なものとする。

２　やむおえない理由のため、理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について、書面をもって表決する事かできる。

３　前項により、表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（理事会の議事録）

第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数,出席者数及び出席者氏名（書面表決にあっては、その旨を付記する事。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名捺印又は署名しなれればならない。

第５章　　資　産

（構　+成）

第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載それた資産

（２）　入会金及び会費

（３）　寄付金品

（４）　財産から生じる収入

（５）　事業に伴う収入

（６）　その他の収入

（区分）

第３９条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の２種とする。

（管理）

第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章　会　計

（会計の原則）

第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則にしたがって行なわなければならない。

（会計区分）

第４２条　この法人の会計は、次のとおり区分する。

（１）　特定非営利活動に係る事業会計

（２）　収益事業会計

（事業年度）

第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４５条　前条の規定にかかわらず、やむおえない理由により予算案が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで，前事業年度の予算に準じて収入支出することが出来る。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

（予算の追加及び厚生）

第４７条　予算成立後にやむおえない事由が生じたときは、総会の議決を経て規定予算の追加又は更生をすることが出来る。

（事業奉告及び決算）

第４８条　この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、幹事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

２　決算上、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨時の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この法人の、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の議決

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠乏

（４）　合併

（５）　破産

（６）　所轄庁による認証の取り消し

２　前項第１号の事由により、この法人が解散するときは、正会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第５２条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し合併による解散除く。

（残余財産の帰属）

第５３条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したとき残存する財産は、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとる。

（合併）

第５４条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　　広告の方法

（公告の方法）

第５５条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載した行う。

第９章　　事務局

（事務局の設置）

第５６常　この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（事務局長及び職員の任免）

第５７条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第５８条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　　雑　則

（規　則）

第５９条　この定款の施行について、必要な規則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は別表の通りとする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定に係らず、この法人の成立の日から平成１３年３月３１日までとする。

4　この法人の成立当初の事業年度は、第４３条の規定にかかからず、この法人の成立の日から平成１３年３月３１日までとする。

5　この法人の成立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定に係らず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）入会金　１０，０００

（２）年会費　１０，０００

別　　表

役　　名	氏　　名
理 事 長	扇 澤　正 治
副理事長	田 口　勝 美
副理事長	柿沼　美智子
監　　事	鈴 木　弘 志

附　則　2

7　定款変更

第１章第２条　この法人は、事務所を東京都八王子市西寺方町７３番地の１に置く。をこの法人は、事務所を東京都八王子市長房町７１番地の１に置くに。改める。

第３章第１３条この法人に次の役員を置く。

（1）理事３人

（2）監事１人

２　理事のうち１人を理事長、２人を副理事長とする。を

第３章第１３条この法人に次の役員を置く。

（1）理事１５人いない

（2）監事　１人

２　理事のうち１人を理事長、５人以内を副理事長とする。に改める。

平成１３年１０月１日　受理